

中核的労働要求事項に関する方針声明

当社は国際労働機関の労働における基本的原則および権利に関する宣言に基づき、中核的労働要求事項に定められた事項を尊重、実施するために以下の方針を表明します。

1. 児童労働の禁止

国内法令が定める雇用最低年齢に満たない児童を就労させません。

2. 強制労働の排除

いかなる就業形態においても、不当な労働を強制しません。

3. 職業と雇用における差別の撤廃

基本的人権を尊重し、国籍・人種・出身地・性別・宗教・疾病・障がいによる差別、ハラスメント等、人権を無視する行為を行いません。

4. 結社の自由および団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての結社の自由、および団体交渉権を尊重します。

2022年8月10日

立山製紙株式会社

代表取締役社長 杉木 智一